

# 金子文子の朝鮮時代

— 戸籍を得たことで知った日本と朝鮮 —

安元隆子<sup>\*1</sup>

A Study on Kaneko Fumiko's Korea Era

— The Truth She Discovered About Japan and Korea by Obtaining a Family Register —

Takako YASUMOTO<sup>\*1</sup>

Fumiko Kaneko denied the emperor system and insisted on absolute human equality. It was life on the Korean Peninsula that influenced her reasoning. In this paper, I examined Japanese and Koreans under Japanese rule as seen by Fumiko. And I considered her thoughts on her family register and nationality. In Japan, Fumiko did not have a family register. Because her parents didn't notify the authorities of her birth. She was given a family register when she went to Korea. That meant that it would be incorporated into the framework of the Empire of Japan with the Emperor as the supreme ruler. In Korea, she witnessed the Empire of Japan exploiting Koreans.

I thought she was tired of belonging to the Empire of Japan, which in reality meant, she was tired of being Japanese. This is one of the major factors affecting Fumiko's life in Korea. I pointed out that this is the basis for Fumiko's opposition to the emperor system.

## 【はじめに】

1923年の関東大震災の際、朴烈と共に保護拘束され、大審院公判の結果「大逆」の意思を有していたとして死刑判決を受け、後、無期懲役となったものの、獄中にて23歳の若さで自ら縊死を遂げた金子文子<sup>1</sup>。彼女の「反逆」「反天皇制」の思想は、「人間の絶対的平等」を掲げる精神から生まれたものである<sup>2</sup>。それは、幼少期、不埒な両親の元で辛い日々を送ったこと、無籍者であったことから人並みの教育を受けることが出来なかったこと等に起因する。しかし、それだけではない。1912年、9歳の時に親類に引き取られ朝鮮の英江に移り、1919年、16歳までの約7年間過ごした朝鮮生活も大きな要因になったと考えられる。金子文子は朝鮮に渡る際、戸籍を得たこ

とで否応なく日本国民として帝国主義・日本の中に組み込まれた。しかし、そこに安住の地を見つけることが出来なかった。金子文子は当時、植民地化され虐げられた朝鮮の人々の姿と全うな日本国民として扱われてこなかった自分とを重ねた。栗原一男は次のように書いている<sup>3</sup>。

生前は、すこぶる感情家で、よく話し、よく笑ったが、話がたまたま朝鮮時代のことに及んだ時など、ボロボロと涙を流しながら、大声を上げて泣きさけぶ。そして朴烈が傍らにいて顔をしかめて制止しているのにもかかわらず、その陰惨で不幸だった生活を最後まで物語ってしまわなければきかなかった。

本論では、金子文子がこのように感情移入した朝鮮体験とはどのようなものだったのか、そして、金子文子の思想の醸成にこの朝鮮体験がどのよう

\*1 日本大学国際関係学部国際教養学科 教授 Professor, Department of Liberal Arts, College of International Relations, Nihon University

に關与しているのかを、彼女の獄中手記『何が私をこうさせたか』<sup>4</sup>の記載を中心に再検証する。

### 【1】京釜線の町・芙江

1912年、金子文子が父方の祖母の養子として朝鮮半島に渡った先は、大田から約26km、鳥到院からは約10kmの芙江という京釜線沿線の小村であった。京釜線には帝国主義時代の日本が色濃く投影されている。まず、その京釜線の歴史を振り返る。

1876年に日朝修好条規が締結され釜山が開かれた後、日本の朝鮮半島への植民熱が高まった。日清、日露戦争を経て、日本が韓国を保護国とした1905年末の在朝日本人の数は42,460人となり、渡航者が増加している。その背後には移民奨励政策があった<sup>5</sup>。そして、更なる大陸進出を狙う日本政府と陸軍は、朝鮮半島を貫通する鉄道敷設の必要性を主張し釜山と漢城を結ぶ鉄道建設のために予測を行っていたが、遂に1904年1月に工事を開始した。同年、農村であると共に市場としても人が集まっていた芙江にも京釜線の駅が開設された。そして、翌1905年5月に京釜線の開通式が行われた。この鉄道開通に伴い、沿線には大田などの新しい日本人街が形成されていったのである。

このように日本の大陸進出のシンボルでもあった京釜線であるが、それに対する想いは日朝両国民相反するものであったことは想像に難くない。大竹聖美はそれを鉄道歌から以下のように明らかにしている<sup>6</sup>。崔南善の『京釜鉄道歌』（1908年）には、

「日本人居留民が2万人だから、ちょっと見には日本と変わりなく、小さな従船も日本人船頭で、我が国の者はどうすることも出来ない。」

「釜山港は我が国第二の港。我が国の土地のように見えなくて、こんなひどいありさまに怒りがこみあげる。」

「朝から夜まで乗ってきた汽車、自分のもののように座っても、実情は他人のもの。いつか我らは力強くなって、自分たちの手でやっ

てみせるぞ。」

というように、鉄道の発展と引き換えに祖国が日本人たちに占領されていく朝鮮の人々の悔しさ、悲しみが溢れている。一方、日本人のいしはらばんがくが作った「京釜線」（『地理歴史 朝鮮唱歌』1911年）の一節は、

「釜山港に 来てみれば、戸数おほよそ一万の 半を占むるは 内地人。京釜鐵道 我れを待つ。」

「日本人は 昔より、忠あり、義あり、情あり。その義を以て 情もて、新附の民と 親しまん、新附の民と親しまん。」

というもので、日本人の大陸進出に賭ける意気込みと東アジアの覇者としての自負心が読み取れることを指摘している。京釜線には日本人と朝鮮人の相反する思いが存在していたのである。では、金子文子はこのような京釜線沿線の芙江という土地の生活を通して、何を見、どのように認識したのだろうか。

### 【2】金子文子が朝鮮で見たもの

#### （1）芙江

文子の言葉を借りれば、芙江は「日鮮雑居地」で、「かなり多くの鮮人<sup>7</sup>とわずか四十家族ばかりの日人」で構成されている。そして、各々が別々の自治体を構成していて、それぞれを日人の事務所と朝鮮人の面事務所が統括していたとある。そして、その日人部落を支配する原理はすべて「金銭」であり、経済力があり土地を所有している者が最も有力で、「それには高利貸業者が一番多かった」。そして、それに次ぐのが憲兵、駅長、医者、学校教師などであった。

芙江の日本人社会に存在するこの二つの階級の違いは、まず、居住地域に表れた。駅の北側に住む人々は自らの住む丘陵地帯を「山の手」と呼び、駅の南側の平地を「下町」と呼ぶ。しかし、その「下町」に住む人々は自分たちの町を「本町」と呼んでいるのだった。そして、交際はその階級内に限られ、妻の呼称も「奥さん」「おかみさん」と異なるものであった。

このように、植民地・朝鮮の実態は日本人と朝

鮮人が分離していただけではなく、同じ日本人であるにも関わらず「金銭」を判断基準として分裂、互いに反目し合う日本人の姿があったことを幼い文子の眼は捉えている。

そして、日本人の二つの階級に共通しているのは、それぞれが義理のつきあいを重んじ派手で虚栄的であったことだという。何かあると提灯行列や仮装行列を行い、芙江駅を名士が通過する際、「赤十字社員」章や「愛国婦人会」徽章を付け送迎する。彼らは国際的人道意識を持っている証、または、国家体制に協力する証を誇示しているのに相違ない。文子はこうした習慣を「新開の植民地にふさわしい風俗習慣」と見做している。ここで文子が新開の植民地に生きる日本人の心性特徴として挙げた「虚栄心」は、実は文子の父を代表とする、文子が憎み否定しようとした運命や迷信を信じる人々が共通して持っていた心性でもあった<sup>8</sup>。とすれば、このような人々に囲まれて生活した「芙江」が文子にとっていかに生きづらい場であったか、容易に想像されよう。

## （2）岩下家—高利貸しと阿片—

文子を引き取った岩下家は芙江の「山の手」の一番高い所にあり、「そう広くはないが、五、六ヶ所の山林」を持っていて、「鮮人相手に高利貸をしている」。叔父<sup>9</sup>は鉄道の保線主任であったが、死者を出した脱線顛覆事故の責任をとり辞職し、鉄道に勤務している時に芙江駅から遠くない台山と呼ばれる山を買っていたことからこの芙江に居を構えたと思われる。周知のように、1910年、日本は韓国を併合し朝鮮総督府を置いた。10年末には171,543人であった在朝日本人の数が19年末には346,619人となっている。その内、日本人官吏・雇員は大幅に増員されていて、11年3月末の段階で高等官と判任官だけでも15,113人にのぼり、京城、釜山共に職業別人口が一番多いのは官吏である<sup>10</sup>。先に触れたように、釜山から朝鮮半島を貫通する鉄道事業のために日本政府が送りこんだ多くの官吏の一人が文子の叔父・岩下敬三郎であったのだろう。文子の父方の佐伯家は血筋を重んじたが、祖母はこの岩下を一目で気に入り、娘を嫁にやった。そして、岩下という氏

の下に暮らすことにした。これは祖母が岩下の官吏としての名誉と経済的な安定を認めたからに他ならないだろう。このような岩下家は芙江の日本人社会では「第一階級」に属するのであるが、看過できないのは鮮人相手に高利貸しをしていたという事実である。

高崎宗司は朝鮮半島における日本人の高利貸しは日本の敗戦時までの一貫した特色であったとしている<sup>11</sup>。文子も後に朝鮮での高利貸しの姿を次のように書いている。

君等は鮮人同化を云々する前に先づ在鮮大和民族を人間化させる事だね。賃金の期限が切れたと云つては借主たる鮮人を自家の天井に逆ずりにしたり、貸金に対する十倍の抵当をフンダクらんが為に鮮人の口へ猫銃を向けたりする様な…<sup>12</sup>

金子文子が身を寄せた岩下家もまた、高利貸を営み、朝鮮人を搾取することで経済的に優位に立っていた可能性が極めて高い。

また、在朝日本人の職業の中で意外と少ないのは農民であったという<sup>13</sup>。文子も芙江の日本人40戸のうち農業は3戸と書いている。その少ない日本人農民の中でも実際に耕作する人はさらに少なかった。何故なら、日本人農民の多くが地主になって朝鮮人に小作をさせていたからである。次に挙げた農業を目指して朝鮮に渡航した男に別の男が語った言葉がそれを証明するだろう<sup>14</sup>。

「—マア、そんなに慌てて土地を買いなはんな。わしが、ええことを教えてあげる。一金を貸すんですよ、朝鮮人に。そうして一・二年ほったらかして置くんです。そうすりゃ、金は返えしてきやしまへん。そのまま田畑は流れこんでくるんです。—」

1908年、日本は農業拓殖を目的とした国策会社・東洋拓殖株式会社を設立し、朝鮮への農民移民を5年間で12万人と計画したが、実際は僅かに2000戸ほどであった。なぜならば、朝鮮に渡った農民移民は、汗を流すより朝鮮人の土地を買い占め地主になる方が簡単だとわかり、農業をやめたからだという<sup>15</sup>。

こうした事実を考え併せれば、芙江の小学校の服部先生が文子をはじめ子供たちに農業体験をさ

せ、植物を育むこと、労働の尊さ、農民の尊さを教えようとした際、文子の祖母はこれを嫌い、農業体験を文子に禁じた理由が見えてくる。その背景に祖母の階級意識や職業差別があったことは勿論なのだが、朝鮮の日本人は高利貸しによって朝鮮人の土地を奪い、朝鮮に渡った農民の多くは自作農ではなく朝鮮人の小作を雇い自らは土を耕さなかったという事実があったのだ。祖母から見たら農業とは同じ人間とは見做せない奴隷と化した朝鮮人が営むものだったのであり、日本人がすることとは思えなかったのだろう。

また、岩下家は阿片の密売もしていたと考えられる。金子文子の獄中手記には阿片に関する記載はないものの、文子自身が日本に帰国後、岩下家について「いくら暮しが楽であっても阿片や密輸入をやるような盗人稼業には愛想がつきる」と語っているからだ<sup>16</sup>。かつてイギリスが中国に阿片をしかけ、両者の間で阿片戦争が勃発したことは周知の事実だが、日本も朝鮮の文化・文明を侵略するために朝鮮の人々に阿片の吸引を助長した疑いがある。少なくとも総督府は阿片売買を真剣に取り締めてはいない。例えば、1918年の全羅北道警察部長の発表した「罌粟栽培取締規則」は全朝鮮各道に共通した措置と考えられるが、第一条には「阿片乳液の採取を目的とする罌粟栽培者は栽培場所、面積、住所、氏名を警察署長に届出すること」とある。罌粟栽培を前提とした届出制となっていて、阿片に関する取り締まりは建前であったと考えられる<sup>17</sup>。こうした中で、当時の日本人の居留民に阿片売買に携わる者が出てくることは不思議ではない。岩下家もその一つだったと考えられる。

### (3) 答刑

次は、祖母らに虐待され傷ついた心を慰めるために金子文子が一人で台山に登った時の描写である。

西北に当っては畑や田を隔てて停車場や宿屋やその他の建物が列なっている。町の形をなした村だ。中でも一番眼につくのは憲兵隊の建築だ。カーキ服の憲兵が庭へ鮮人を引き出して、着物を引きはいで裸にしたお尻を

鞭でひっぱたいている。ひとつ、ふた一つ、憲兵の疝高い声がきこえて来る。打たれる鮮人の泣き声もきこえるような気がする。

それは余りいい気持ちのものではない。  
(p.155)

日本の朝鮮支配を物語る象徴的場面である。顧みれば、1910年8月に韓国併合に関する条約が調印され、朝鮮は日本帝国の一部となった。朝鮮の新たな支配者となった朝鮮総督は司法、行政、立法の三権を掌握した天皇に直隷する親任官で武断政治を行った。それを象徴するのが憲兵警察制度である。憲兵警察制度とは軍事警察の憲兵が文官警察の警官と共に普通警察事務を担うもので、民衆の生活全般を掌握した。その際、微罪については「韓国に於ける犯罪即決令」(1919年10月交付)が適用されたが、韓国法規に依ったため「答刑」が実行された。中国から受け継いだ答刑は朝鮮で広く用いられていた。罪人は無教育な劣等者、民度が低いため、罰金刑では罪を認識させる苦痛を与えられないと考えたからであろう。趙景達によれば、実は1905年の「刑法大全」では軽減方向が示されていたが、日韓併合により実権を握った朝鮮総督府は監獄経費の合理化と朝鮮人未開民族観によって答刑を温存、拡大し、12年3月に正式な朝鮮答刑令を交付した。答刑の総数は1911年から1916年にかけて5倍ほど増大し、総刑罰の50%近くを占めたという<sup>18</sup>。この答刑が増加した時期はまさに金子文子が朝鮮に滞在していた時期と一致している。金一勉によれば<sup>19</sup>、朝鮮人への刑の執行方法も決められていた。「答刑執行心得[準則]」(1912年12月30日、訓令第40号)には次のようにある。

第一条 答刑は受刑者を刑板上に伏臥させてその両腕を左右に伸ばして縛りつけ、両脚または刑板に縛りつけたあと、下着をぬがせて臀部を露出させ、その臀部を答(鞭)で強打する。

第十二条(答刑)執行中の受刑者が号泣する憂いがある場合には、湿った布片にて、その口を塞ぐ。

この答刑は苦痛と恐怖を与えるだけでなく、脅しの機能も果たす。犯罪を予防するために答刑をわ

ざと見せたり、その苦痛から発する声を意図的に聞かせることもあったようだ。また、鞭打ちは通常一度に 80 回が普通で途中で気絶すると一度回復させて 3 日後に再び打つ。鞭で打たれたものはほとんど歩行困難となり、他者に負われて運ばれ、死ねば「行方不明」として扱われたという。1917 年 1 月の刑務総監部の「訓令」で、拘禁中、死亡者が出た場合はその氏名、本籍住所、職業、死亡年月日、場所等を本籍の面長あてに通知することが義務付けられた。金一勉は、これは逆に刑執行中に死亡者が出て公にされてこなかったことを示すと指摘している。金子文子が台山で聞いた憲兵に答刑に処せられている朝鮮人の叫びは、こうした日本の圧政に喘ぐ朝鮮人たちの叫びでもあったはずである<sup>20</sup>。

このような時代背景を併せて文子が書き留めた場面を読むと、其々の場面自体は点描というほどの小さなものであるが、幼い金子文子の目に映った芙江の姿は日韓併合の後の日本の朝鮮半島支配の実態を描いたものといえる。それらは多くの在朝鮮の日本人には見えない、また、聞こえないものであった。しかし、文子にはそれが見え、聞こえたのである。それらに接し、抑圧された朝鮮人への同情と共感、そして、日本という国家や日本人に対する反逆心が芽吹いたのは当然のことであろう。

#### （4）金銭と裏表の論理に対置される朝鮮人の姿

また、文子の反逆心を助長したのは 7 年間に及ぶ芙江の祖母との生活そのものである。換言すれば、吝嗇で差別意識に満ちた祖母に課せられた苛酷な労働と仕打ちの日々である。例えば、祖母は他人に対して文子を孫だとは認めなかった。そして、いつのまにか文子は岩下姓から金子姓に戻され、岩下の跡取りの資格を認められず女中扱いされるようになる。読書が好きな文子から本を取り上げ、習字の紙や絵の具も十分に与えない。鍋を壊せば郷里を立った時の餞別の中から弁償させるなど「金銭」の論理に生きているのが祖母である。金銭に換算できない時は体罰を与える。文子の態度が気に入らないと食事を与えず、厳寒の中、屋外へ放り出すのである。文子が親しかったのは

雑貨屋のたみちゃんと理髪屋のお巻さんだが、祖母は「下司の貧乏人」と差別しつきあうことを許さない。それが見つかる折檻されるのである。それだけではない。祖母は裏表の使い分けを命じるのだ。例えば、

「やれやれ、こんなお馬鹿さんには全く降参だよ。他人に言っていていいこととわるいこととの見境がちっともつかないんだからなあ。」  
(p.152)

というように。確かに、ある程度の表裏の使い分けは大人社会には必要なことかもしれない。しかし、この祖母の場合は度を越している。次はある時の会話。

「なに、いやならいやとはっきり言えいんだよ。いやなものを無理にやろうとは言わないんだから」(中略)

「ほんとうは私、行かなくってもいいんなら行きたくないの」(中略)

「何だと！ 行きたくないと！ 少しやさしい言葉をかけてやれば凶にのってすぐこれだ。(中略)行くのが当りまえじゃないか。(中略) たった今出て行っておくれ！」(pp.160-161)

このように、素直に気持ちを表現しろと言いながら、それを口にした途端、烈火のごとく怒るのである。このような対応は子どもの心を委縮させる。金銭と表裏の論理によって自由を剥奪され貶められた生活の中で、文子は祖母の機嫌を取るために遂に小銭を盗んだり、米を盗み売って釣銭に足して祖母の叱責を逃れようとしたことまでも告白している<sup>21</sup>。

一方、金子文子は芙江で朝鮮人とどのように接し、どのように彼らを理解したのだろうか。文子が具体的に手記の中に描写している朝鮮人は二人いる。

まず、岩下家の下男として働く高。高は正直、素直で珍しいほどの働き者である。しかし、極度に貧しい。それは挿入された次のエピソードに顕著だ。ある日、高は一日休暇をとりたくて祖母に申し出る。その理由は、一枚しかない着物を洗濯し乾かすためだった。それほど貧しい生活を送りながら、線路工夫の方が待遇がいいと判っている

のに祖母に言いくるめられ、高は「この苦しみのうちに縛りつけられているのだった」。もう一人は、文子が祖母から体罰を受け、食を与えられず家を放逐された時、親切に声をかけてくれた近所の朝鮮人のおかみさんである。すぐ下の路傍にある朝鮮人の共同井戸で「かわいそうに！」「うちへ遊びに来ませんか」「麦御飯でよければ、おあがりになりませんか。御飯はたくさんありますから……」と声をかけてくれたとある。この時の心境を文子は次のように書いている。

朝鮮にいた永い永い七ヶ年の間を通じて、この時ほど私は人間の愛というものに感動したことはなかった。(p.165)

文子は支配者として君臨する日本人よりも、植民地下に置かれながらもこのような暖かい人間性を発露する朝鮮の人々に親近感と同情を寄せていることは明らかだ。

### (5) 朝鮮の自然

そして、過酷な朝鮮生活の中で文子を救ったのは朝鮮の自然である。

恰好のいい芙蓉峰が遥か彼方に聳えている。その裾を繞って東から西へと、秋の太陽の光線を反射させて銀色に光る白川が、白絹を晒したようにゆったりと流れている。その砂原を荷を負うた驢馬が懶そうに通っている。山裾には木の間をすかして鮮人部落の低い藁屋根が、ちらほらと見える。霞の中にぼかされた静かな村だ。南面に見るような景色である。(pp.155-156)

一人、台山で栗拾いをする時、文子は自由な自分を回復することが出来たのだった。

自分がほんとに生きて生きているような気がする。(p.156)

ああ自然！ 自然には嘘いつわりがない。自然は率直で、自由で、人間のように人間を否めない。(p.157)

自然の中で文子が自己を回復する場面は『何が私をこうさせたか』の中でも何か所か登場する。例えば幼少時暮らした母親の同棲相手・小林の故郷である小袖部落の自然<sup>22</sup>、そして、朝鮮からの帰国後の故郷の山の描写など、いずれも自然に触

れ再生を図るのだが、朝鮮の自然は祖母らの虐待に耐えかねて一度は死を決意した文子の心を回心させる大きな力を持った自然であった。

死を決意し土手の陰にうずくまって汽車を待つ文子だったが、いつまで経っても汽車は来ず、彼女は「白川へ！ 白川へ！ あの底知れぬ蒼い川底へ……」と川を目指す。けれど、あたりを見まわした時、文子は思う。「何と美しい自然であろう。私は今一度耳をすました。何という平和な静けさだろう。」「世にはまだ愛すべきものが無数にある。」と。そして、「そうだ、私と同じように苦しめられている人々と一緒に苦しめている人々に復讐をしてやらねばならぬ。そうだ、死んではならない。」と考えを改める。

このように、朝鮮の自然は文子の命を救う。と同時に「復讐」の炎も文子に植え付けた。この「復讐」の炎を胸に生きていくことは日本及び日本人に虐げられた朝鮮の人々の思いを受け継ぐことでもあった。ただし、それは民族解放運動という形ではなく、後に「反逆」「破壊」を標榜する虚無思想という形をとることになる。

### 【3】書かなかった／抹消された 3.1 運動

以上、金子文子が獄中手記『何が私をこうさせたか』に記した、在朝鮮時代に心に留めた在朝日本人社会と日本人の姿、そして、それらと対照的な朝鮮の人々、自然について時代的な背景を含めて振り返った。しかし、金子文子が書かなかった、または抹消された出来事がある。それは「3.1 運動」である。

第一次世界大戦終結に先立ち 1918 年 1 月、アメリカのウィルソンが発表した被抑圧民族・国家の独立や自治を掲げた 14 カ条平和原則は、日韓併合以来日本の圧政に喘いでいた朝鮮の独立運動家たちを大いに鼓舞した。そして、東京、上海、北京を中心に独立運動の準備が朝鮮人留学生らによって進められた。朝鮮国内では天道教団とキリスト教団、そして仏教団が合同で民族代表として独立運動計画を進めていた中、1919 年 1 月、時代に翻弄された悲運の皇帝イメージが強い高宗皇帝が亡くなった。独立宣言は高宗皇帝の国葬に合

わせ、3月1日にパゴダ公園で行うこととなった。しかし、民族代表は現れず、学生と一般民衆が独立宣言を朗読、「大韓独立万歳」と高唱し、全国から哀悼の意を表し国葬に参列しようと京城に集まってきた民衆と共に示威行進を行った。こうした運動は朝鮮全土に広がり、指導者の独立宣言や演説の後、示威行進が行われた。3.1運動は一般に平和的なイメージで語られることが多いが、趙景達は、朝鮮人が日本人商店や日本人を襲ったり、憲兵警察の弾圧に対し武器を取って暴力に訴えたと指摘している<sup>23</sup>。これに対し、日本側は虐殺や苛酷な拷問を行った。4月15日に水原郡の堤岩里で20数名のキリスト教徒と天道教徒が教会に閉じ込められて射殺された上、教会と共に放火された事件が象徴的である。こうした大弾圧の被害には諸説あるものの、朴慶植によれば、死者7509人、負傷者15961人、被囚者46948人である<sup>24</sup>。

この3.1運動の時、金子文子は朝鮮にいた。『何が私をこうさせたか』には不思議とこの時の様子は記されていない。だが、美江でも「山上烽火による示威」が行われたこと、夜、山に登って松明に火をつけ万歳を叫んだ人々のことなどが証言として残っている<sup>25</sup>。こうした光景を見た想いを文子は裁判記録の中で次のように書いている<sup>26</sup>。

如何なる朝鮮人の思想より日本に対する叛逆的気分を除き去る事はできないであります。

私は大正八年中朝鮮に居て朝鮮の独立騒擾の光景を目撃して、私すら権力への叛逆気分が起り、朝鮮の方の為さる独立運動を思ふ時、他人の事とは思ひ得ぬ程の感激が胸に湧きます。

朝鮮の虐げられてきた人々が反権力の思想を行動において示すことの雄々しさを、金子文子はこの時、体感したことであろう。文子の母も「文子はその頃朝鮮の万歳騒ぎを目撃したことや、貧しい百姓のこと、学校で受けている×（鮮）人の差別待遇のことを話し出してしまうにはオイオイと声を上げて泣きだしてしまうのです。」と回想している<sup>27</sup>。また、検閲によって判読不明な箇所が多いが、1923年3月発行の『現社会』第3号にも「朝

鮮の〇〇記念日」と題して3.1運動について記している<sup>28</sup>。3.1運動の様子は必ずや文子の目に焼き付き、または耳に入っていたはずである。そして、自分と同じように虐げられている朝鮮の人々への共感、祖母をはじめとする日本人や日本社会への嫌悪を増幅し、復讐の念を掻き立てたことであろう。

しかし、これほど強い印象を持ったはずの3.1運動のことが『何が私をこうさせたか』には記載されていない。獄中で創作した短歌原稿が文子の死後、栗原一男の元に宅下げされた時、抹消された部分が多めに多く、特に思想が鮮明に表現されているものが厄に遭っているという<sup>29</sup>。3.1運動に関わる部分も拘置所の検閲によって抹消されたと見るのが妥当だと考えられる。

#### 【4】無籍者

これまで金子文子の朝鮮時代の経験を検証してきた。この文子にとっての朝鮮体験の意味について、岸野淳子は「抑圧する側のはずれ者の立場から、その非人間性を我が身の痛さを通して知ったことが後に文子の思想形成の基盤となったことはたしかだ」と書いている<sup>30</sup>。また、山田昭次はこの岸野の言及を踏まえ、「文子が日本にしようと、朝鮮にしようと体制からはずされて生きていたということが重要だと思う。」と述べている<sup>31</sup>。論者は両氏の見解に賛同しつつも、文子の朝鮮生活の中で最も注目すべきは自分がかつて無籍者であったことを知らされたと同時に戸籍に登録され、日本国籍を得たことにあるのではないかと考える<sup>32</sup>。そこで、戸籍とそれに伴う国籍に注目してこの点について再考してみたい。

お前は無籍だったのだよ。無籍ものとはな、いいかい。無籍者とは生まれていて生まれていないことなんだよ。だから学校なんかへ行けないんだよ。(p.112)

この無籍者の本質を突いた祖母の言葉がいかにか文子を傷つけたのか、想像するに余りある。「この無籍者という言葉のためにどんなに私の自信を傷つけられたか知れない。私はそれを忘れられない」(p.112)という言葉がそれを裏付ける。こ

れまで、日本の内地で学校への入学が許されなかったり、特別扱いされ免状をもらえなかったりしたことがあったが、文子はその特別な差別が悲しかったのであり、それが「無籍」という自分の境遇によるものであったことを知らなかったのである。文子は書いている。「私が無籍者だったのを知ったのは朝鮮に来てからのことである」(p.113)と。それを知らせたのが朝鮮の祖母の言葉だったのだ。

では、「無籍」とはどのような状態を指し、人をどのような境遇に追いやるものなのだろうか。

遠藤正敬によれば、「戸籍」とは「個人の身分関係の変動について記録し、国家が管理する公文書」である<sup>33</sup>。国家が国民を登録するのは、人口調査のためと個人の家族関係や居住関係などの生活実態を把握する身分登録のためである。そのために日本が用いている「戸籍」は、家族単位で登録簿を編成する方式に特色がある。日本人を把握し統制する装置として生き続けている「戸籍」に記載されるのは「日本国民」に限られ、日本国籍を有する者はすべて戸籍に記載されることが原則である。つまり、戸籍は「日本国民登録簿」であり、戸籍のない者は「日本国民」ではないことを推認させるものとされる<sup>34</sup>。そして、そこから日本人であれば必ず戸籍を持っている、籍がないのは普通ではないというような戸籍意識も生まれ、無戸籍者は日本国籍である証明がないため旅券の発給や住民票の交付を受けられないなどの不利益を被る。ゆえに金子文子の場合には尋常小学校に入学することが出来なかったのである。また、戸籍は日本国民すべてが登録されるという建前をとりながら、登録は届き出が原則であり、現実には届け出がなされず戸籍に登録されない「無戸籍者」が存在している。無戸籍が発生する主たる原因は①親が子の出生届を出さなかった、②親が無戸籍のため生まれた子の入るべき戸籍が存在しない、③本籍が不明、であり、このうち最も一般的な原因は①であるという<sup>35</sup>。金子文子もこれに当たる。

このように、生まれてきた子どもに罪はないにも関わらず、無籍者というレッテルを貼られることは日本国民であることを否定されることを意味する。しかし、文子は日本国民であることを否定された

だけでなく、日本の教育制度の中で痛めつけられてきた。文子の言葉を借りれば次のようだ<sup>36</sup>。

つまり私は日本の土地の御役介に成り乍ら、日本の人間でも無く何処の国の人間でも無く、私の籍は天国に在ったが為め、私は日本の人間で無いのに拘らず、日本の制度から精神的にも肉体的にも堪へられない虐待を受けました。(中略)

現実、私が存在して居乍ら無籍なるが為めに其の現実して居る事を認めないのが法律であります。法律が確かなる存在を認めて居らぬと言ふ丈けの理由であ一も惨に其の存在を無視されたのであります。

このように、無籍であることにより、自己の確かな存在自体を否定されただけでなく精神的、肉体的に虐待を受けたことへの強い憤りが表れている。

そして、文子がかつて無籍であったことを知ったのは朝鮮の祖母の言葉によってであり、無籍者にした両親はじめ文子を虐げた日本人や日本という国に対する憎悪を意識化させたのが朝鮮の生活だったということを強調しておきたい。

しかし、問題はそれだけではない。無籍者、つまり、日本人と認められていなかった文子を、朝鮮行は日本戸籍を持つ者＝真の日本人と化したのである。朝鮮行きを機に文子は無籍の状態から日本国民として日本国家の枠の中へ組み込まれたのだ。ただ、朝鮮で岩下家の跡取りとして強制された価値観は到底、文子が受け入れられるものではなく、その結果、金子の戸籍に戻されてしまうのだが。いずれにしても、この戸籍取得、つまり、日本国籍取得は無籍であった頃より、文子に日本社会の中で生きる違和や居心地の悪さを感じさせたのではないか。それはこれまで見て来たように、文子が朝鮮での日本人の蛮行を点描し、日本人よりも朝鮮の人々に親近感を覚えその徳性を書き留めていることから明らかである。日本国民となったものの、日本人に対する嫌悪感を抱えて生きていかざるをえなかったのが文子であり、文子の個性や感性が日本という国家制度に抑圧されていく過程が文子の朝鮮での日々だったと考えられるのである。

このような文子の周辺には、文子と同じように日本の戸籍に登録されていないにも関わらず、日本国に従属することを求められた人々がいた。朝鮮の人々である。遠藤正敬によれば、植民地下に生きる朝鮮の人々は日本国臣民になることを強制されながら、日本国民と同じ扱いを受けているわけではなかった。というのも、1910年の韓国併合条約において韓国の領土国民に対する一切の統治権が日本国に譲渡されることが承認されたものの国籍得喪に関する規定は設けられなかった。換言すれば、朝鮮人は生来の日本人と同じ「日本臣民」とされたが、与えられた「日本国籍」は生来の日本人が保持している日本国籍とは異なり権利義務関係において差別的に扱われていたのだった。台湾・樺太の領土住民については日本国籍法が施行されていたが、朝鮮だけは植民地統治が終結するまで日本国籍法が施行されることはなかった。具体的には国籍変更の自由を認められなかったのである。その理由は、危険分子を日本国籍で拘束することで抑圧するため、また、朝鮮人が満州において獲得した経済的権利を自国民の利益の名で日本の権益拡張に利用するためだったという<sup>37</sup>。

金子文子は朝鮮行きを契機に日本の戸籍に入り、日本国籍を得、日本人として認められたが、日本人であることに自分を重ねることができなかった。朝鮮の人々は日本臣民の立場を強制され、表面上は日本人とされながら生粋の日本人とは認められず、上下関係の下層に押し込められ、そこから脱出することも禁じられていた。両者の間に相似関係が認められることは明らかである。文子は無籍者であったことを朝鮮にいた時に知ったことで、子どもながらに日本というものを相対的にまなざし、自己の置かれた境遇と朝鮮の人々との相似を感じたのに相違ない。そして、無籍だった自分が戸籍を得ることで当時の日本の中に囲繞されるその息苦しさを感じ、綴ったのが『何が私をこうさせたか』の「朝鮮での私の生活」部分だったのである。これは外地である朝鮮で、無籍者であった過去を持つ文子だからこそできたことに違いない。

## 【おわりに】

以上、金子文子の朝鮮体験を検証してきた。具体的には芙江での生活ということになるが、その地が京釜線に位置することから京釜線をめぐる日朝両国民の想いの相違、そして、日本人移民の生活実態、文子を引き取った岩下家が営む高利貸しや阿片密売の背景、文子を書き留めた朝鮮人への笞刑が実際どのように実施されていたかなど、金子文子の生きた時代の朝鮮をできるだけ詳細に追った。そのことにより金子文子の朝鮮時代の意味の重さが再認識されると考えたからである。そして、文子がかつて無籍者であったことを知ったのがこの朝鮮時代であるという点を注視すべきだと考える。日本にいた子供時代、文子は疎外されてきた。その理由が明らかになったのだ。すべて無籍であったために日本国民として認められなかったことに起因していたのである。けれど、注目すべきことは、文子は朝鮮行を機に得た日本国民としての帰属を喜んではいない、ということである。朝鮮での日本人の現実に触れて、日本帝国に帰属しようとは思わなかったはずだ。朝鮮での生活が苛酷なものとなったのは、無籍者であった文子が岩下家の養子として日本国籍に入れられたことが起点なのである。日本帝国の臣民としての生を生きざるを得なくなった時、これまでとは異なる文子の苦しみが始まったのではないか。それは日韓併合後の朝鮮半島の人々の想いと重なるものだったはずである。文子の朝鮮体験は、日本国家との対峙という、今後の文子の人生を貫く大きな命題を課した。それは日本に併合されながら日本人と同等に扱われない朝鮮の人々と同様のものであったと言える。

## 【付記】

本論は、科学研究費補助金、基盤研究(C)、研究期間2019年4月1日—2022年3月31日、研究課題/領域番号19K00533、研究テーマ『『人間の絶対平等』を目指した金子文子の思想と文学の総合的研究』の成果の一部である。

## 註

- 1 金子文子は1903年、横浜市に生まれた。父・佐伯文一は文子を戸籍に入れず、以後、文子は無籍者の悲哀を味わうこととなる。後、父母は別離し、母・金子きくのは文子を置いて他家へ嫁ぐことを繰り返した。1912年、親類に引き取られ、朝鮮忠清北道芙蓉面芙江里に移り、芙蓉公立高等小学校卒業。19年、山梨の母の実家へ戻る。20年、上京し、新聞売り、露天商、女中などしながら苦学する中で、無政府主義、虚無主義に傾倒。22年、朴烈と知り合い同棲。「不逞鮮人」をもじった『太い鮮人』を創刊。23年、関東大震災が起き、朴・金子は保護拘束される。爆発物取締規則違反容疑で追起訴され、25年、刑法第73条にあたるとして大審院管轄事件となるも金子文子は転向を拒否、自叙伝の執筆を開始する。26年、大審院は朴・金子に死刑判決を下す。約一ヵ月後、恩赦により無期懲役となるも金子文子は獄中で縊死を遂げた。享年23歳。遺骨は朝鮮聞慶面八霊一里に埋葬される。現在、聞慶に「朴烈義士・夫人金子文子女史記念館」が建設され、文子の墓も敷地内に移された。
- 2 「第12回訊問調書」[1924年5月14日市谷刑務所]には次のようにある。「すべての人間は完全に平等であり、したがってすべての人間は人間であるという、ただ一つの資格によって人間としての生活の権利を完全に、かつ平等に享受すべきははずのものであると信じております。(中略)神聖不可侵の権威として彼らに印象されているところの天皇、皇太子なる者が、実は空虚なる一塊の肉の塊であり、木偶に過ぎない(中略)少数特権階級者が私腹を肥やす目的の下に財源たる一般民衆を欺瞞するために操っている一個の操人形であり愚な傀儡に過ぎないこと。(中略)己を犠牲にして国家のために尽くすという(中略)かの忠君愛国なる思想は、実は彼らが私利を貪るための方便として美しい形容詞をもって包んだところの己の利益のために他人の生命を犠牲にする一つの残忍なる欲望に過ぎないこと。(中略)他愛的な道德、(中略)権力への隷属道德等の観念が、実は純然たる仮定の上に現れた一つの錯覚であり、うつろなる幻影に過ぎないことを、人間に知らしめ、それによって人間は完全に自己のために行動すべきもの、宇宙の創造主はすなわち自己自身であること(中略)を民衆に自覚せしむるために私は坊っちゃん(皇太子)を狙っていたのであります。」大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』pp.57-62、黒色戦線社。表記を漢字と片仮名から漢字と平仮名に変えている。
- 3 栗原一男「忘れ得ぬ面影」(2017年)『何が私をこうさせたか』p.9、岩波書店
- 4 「判事は、私に、私の過去の経歴について何か書いて見せろと命じた。」(「手記の初めに」)ことから執筆した、自己の思想形成過程を綴った手記。「『事実の記録』として見、扱って欲しい。」(「添削されるについての私の希望」)とあり、金子文子の思想形成過程を丹念に辿っている。同志・栗原一男が金子文子の遺稿をまとめ、1931年7月、春秋社より刊行した。本論での引用は『何が私をこうさせたか』2017年、岩波書店による。
- 5 高崎宗司(2013)『植民地朝鮮の日本人』p.47、岩波書店
- 6 大竹聖美(2008)『植民地朝鮮と児童文化』p.30、社会評論社。歌の日本語訳は大竹氏による。
- 7 差別表現であるが、原典を尊重し、そのまま表記した。
- 8 安元隆子(2021)「金子文子論—『運命』からの脱却—」『国際関係研究』41巻、pp.51-60を参照されたい。
- 9 岩下敬三郎。長野県出身。1898年に文一の妹・カメと結婚した。
- 10 註5と同じ。p.121
- 11 註5と同じ。p.8。日本人の釜山開港期の居留民の財産蓄積にとって重要だったのは高利貸だったという朴憲哲の指摘、また、成功した人の表向きの職業は農業、商業、工業の

- いずれであれ裏は高利貸で没落した農民の土地を兼併して地主となったものが多いという中野実の指摘を元にした見解。また、朴憲哲「開港期釜山港を中心に見た日本人の商業活動」(未発表、1985年)の、高利貸しは統計上には出てこないが居留民の半分以上がこれに従事しており、利子は高いものは10日で1割に及んだが、利子を取ることも返せなかった人から土地を取りあげることが目的だった、という指摘を紹介している。
- 12 「思ったこと二つ三つ」(1922年8月10日)『黒涛』第2号
- 13 註5と同じ。p.122
- 14 林省三(1964)『荒野の石』p.157、甲陽書房
- 15 註5と同じ。p.111
- 16 「取り残された母親 文子の母親を訪う」(1984)『赤いつつじの花—金子文子の思い出と歌集』p.53、黒色戦線社
- 17 金一勉(1984)『天皇と朝鮮人と総督府』pp.34-37、田畑書店
- 18 趙景達(2013)『植民地朝鮮と日本』p.7、岩波書店
- 19 註17と同じ。pp.31-32
- 20 民度が向上したこと、蛮刑であること、日本と朝鮮の唯一の差別を撤廃すべきである、との理由により1920年4月、朝鮮での笞刑は廃止された。
- 21 安元隆子「金子文子『何が私をかうさせたか』のルソー受容の可能性」(2020)『国際関係研究』40巻2号、pp.15-24参照。
- 22 安元隆子「金子文子『何が私をかうさせたか』に描かれた「山村」」(2016)『東アジア日本語教育・日本文化研究』19号、pp.71-89参照。
- 23 註18と同じ。p.44
- 24 朴慶植(1976)『朝鮮三・一独立運動』p.132、平凡社
- 25 岸野淳子(1981)「英江を訪れて」『季刊三千里』第26号、p.17
- 26 第4回被告人尋問調書[1924年1月23日東京裁判所]。大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』p.20、黒色戦線社。表記を漢字と平仮名に改めた。
- 27 栗原一男(1984)「取り残された母親—金子文子の母親を訪う—」『赤いつつじの花—金子文子の思い出と歌集』p.53、黒色戦線社
- 28 「一九一九年三月、(6字不明)は或いは官憲の銃剣に刺され、或いは(2字不明)に憤死し、(3字不明)銃弾に倒れ一時は所謂鎮(8字不明)った。而し虐げ(7字不明)潮の高鳴りは○○○○の武力ごときにては、到底鎮(5字不明)なかった。」とある。
- 29 「歌稿を見た後に」(1972)復刻版『何が私をかうさせたか』p.437、黒色戦線社
- 30 「金子文子と朝鮮」(1982)『季刊三千里』第31号、p.194
- 31 山田昭次(1996)『金子文子 自己・天皇制国家・朝鮮人』p.50、影書房
- 32 金子文子を岩下家の養子とするためには無籍のままでは都合が悪いため、文子は母方の祖父母(金子)の娘として戸籍に入れられたのち、岩下家に転籍した。
- 33 遠藤正敬(2013)『戸籍と国籍の近現代史』pp.10-11、p.16、pp.62-63、明石書店
- 34 田代有嗣(1974)『国籍法逐条解説』pp.6-7、日本加除出版
- 35 遠藤正敬(2017)『戸籍と無戸籍』p.57、人文書院
- 36 第3回被告人尋問調書[1924年1月22日東京裁判所]大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』p.15、黒色戦線社
- 37 遠藤正敬(2010)『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』p.56、pp.64-65、明石書店

#### 【主要参考文献】

- ・大島英三郎編(1977)『朴烈・金子文子裁判記録』黒色戦線社
- ・鈴木裕子編(2013)『金子文子 わたしはわたし自身を生きる』梨の木舎
- ・山田昭次(2004)『金子文子 自己・天皇制国家・朝鮮人』
- ・高崎宗司(2013)『植民地朝鮮の日本人』岩波

書店

- ・趙景達（2013）『植民地朝鮮と日本』岩波書店
- ・大竹聖美（2008）『植民地朝鮮と児童文化』社会評論社
- ・林省三（1964）『荒野の石』甲陽書房
- ・栗原一男（1984）「取り残された母親—金子文子の母親を訪う—」『赤いつつじの花—金子文子の思い出と歌集』黒色戦線社
- ・金一勉（1984）『天皇と朝鮮人と総督府』田畑書店
- ・遠藤正敬（2013）『戸籍と国籍の近現代史』明石書店
- ・遠藤正敬（2011）『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満州・朝鮮・台湾』明石書店
- ・田代有嗣（1974）『国籍法逐条解説』日本加除出版
- ・岸野淳子（1981）「英江を訪れて」『季刊三千里』第26号
- ・岸野淳子（1982）「金子文子と朝鮮」『季刊三千里』第31号
- ・朴慶植（1976）『朝鮮三・一独立運動』平凡社